

資料 1 エネルギー多量使用事業者向け令和 4 年度実績報告書の書き方説明【旧制度に基づく報告書】に関するQA

No.	質問	回答
1	<p>実績報告書の提出の可否について</p> <p>旧制度においては特定事業者の要件を満たしていなかったが、新制度においては特定事業者の要件を満たすことになった。この場合、令和 5 年度に旧制度の実績報告書を提出する必要がありますか。</p>	<p>その場合、令和 5 年度に実績報告書を提出していただく必要ありません。</p>
2	<p>実績報告書の様式について</p> <p>2022年度が旧制度に基づく対策計画書の計画期間である場合、2023年度に提出すべき実績報告書(2022年度実績)は、旧制度に基づく届出様式で作成すればよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

資料2 エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け対策計画書書き方説明【新制度に基づく計画書】に関するQA

No.	質問	回答
1	添付資料について 新制度に基づく重点対策の集計表はいつ頃公表されるのでしょうか。	重点対策の実施状況について複数の事業所を対象事業所とする場合、旧制度においては、添付資料として事業所で実施する重点対策の集計表シートを提出していただきましたが、新制度においては、各事業所で実施する重点対策の集計表シートの提出が必要ないため、集計表の公表予定はありません
2	非エネルギー起源の温室効果ガスについて 条例改正により、非エネルギー起源の温室効果ガスの報告基準はガス種毎に1 t-CO2以上に引き上げられたのでしょうか。	旧制度においても非エネルギー起源の温室効果ガスの報告基準は、ガス種毎に1 t-CO2以上で、この基準は新制度においても変更していません。
3	排出係数について 2013年度を基準年度とする場合、排出係数は何年度実績のものを記入すればいいのでしょうか。また、CO2排出係数については、実排出係数と調整後排出係数のいずれで算定すれば良いのでしょうか？	2013年度を基準年度とする場合は、環境省HP (https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc) の平成26年度提出用の表の調整後排出係数を使用してください。
4	単位発熱量について 対策計画書のシート「5主なエネルギー」において、基準年度を仮に2013年度とした場合、エネルギー（燃料）単位発熱量（シートのGH列）が、当時の値と異なっています。そのため、CO2排出量が当時の数値と若干違うのですがこのままではよろしいのでしょうか。	エネルギー（燃料）単位発熱量は、令和4年5月の改正省エネ法に基づく数値ですので、過去の数値と違いますが、そのまま算定していただいて構いません。もし、当時の数値に合わせる必要があれば大阪府にご相談ください。
5	添付資料のアップロードについて 対策計画書に根拠資料を添付する方法をご教授下さい。	対策計画書をアップロードする際に添付資料として根拠資料をアップロードしてください。
6	基準年度について 基準年度は原則2013年度とごとのことでしたが、2013年度のデータは残っておらず、2014年度からのデータのみ残っている。その場合、2014年度を基準年度とすることは可能でしょうか。	基準年度は、原則2013年度とし、以下の場合は、直近年度など計画期間の実績を適切に比較できる年度を設定するとしています。したがって2014年度が計画期間の実績を適切に比較できる年度である場合は、2014年度を基準年度に設定することができます。 【以下の場合は、直近年度など計画期間の実績を適切に比較できる年度を設定】 ・2013年度時点で特定事業者の要件を満たしていない場合 ・2013年度以降に、会社の統廃合等により事業活動が著しく変動した場合 ・2013年度全体のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量に関するデータが把握できない場合 ・その他知事が認める場合
7	基準年度について 基準年度を2013年度にするにあたって、過去に府に届け出たデータを提供してもらうことは可能でしょうか。	過去の届出データについては提供していません。ただし府が保有する届出データについては、情報公開を請求いただくことができます。
8	削減目標について 対策計画書作成時点では、2030年度までの対策が不透明な部分もありますが、2030年度の削減目標の値は、設備更新や再エネ導入など対策による削減量を積み上げた数値でないといいのでしょうか。	2030年度の削減目標は、必ずしも対策による削減量を積み上げた数値でなくても構いません。どのような削減対策により達成するかは検討中であっても、対策計画書作成時点で掲げる目標を記載いただければと思います。ただし、目標の数値に変更があった場合は、変更対策計画書を提出いただく必要があります。
9	対策計画書の提出のタイミングについて 旧制度においては特定事業者の要件を満たしていなかったが、新制度において特定事業者の要件を満たした事業者は、令和5年度は実績報告書の提出は必要がなく、対策計画書のみの提出でよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	対策計画書の提出のタイミングについて 旧制度に基づく対策計画書は計画期間が2021年度～2023年度であるため、新制度による対策計画書の計画期間は旧制度の計画期間終了後の2024年度からスタートするということでしょうか。	旧制度に基づく対策計画書の計画期間に関わらず、すべての特定事業者で2023年度9月末までに2023年度から2030年度までを計画期間とした対策計画書の提出が必要です。
11	特定事業者の要件について 特定事業者の要件のひとつとして、「府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年以上の事業者」とありますが、「1,500kL/年以上」の算定の期間はいつからいつまででしょうか。	要件の算定範囲は、対策計画書を提出する年度の前年度（4月1日～3月31日）になります。
12	特定事業者の要件について 対象事業者の条件のひとつに「府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年以上の事業者」とありますが、その算定範囲にはタクシーに充填しているLPガスや軽油等も含まれますか？	「府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年以上の事業者」の算定範囲には、タクシーに充填しているLPガスや軽油等は含まれません。
13	Scope 3の削減について Scope3における削減の取組みを実施した場合はどのように評価されるのでしょうか。	シート4重点対策の「サプライチェーン全体での脱炭素化の取組み」において、Scope 3の取組みについても評価することとなります。
14	シートのロックについて 単位発熱量および排出係数について実測等に基づいた値を用いたのですが、対策計画書のシートが保護されているのでそのままでは入力できません。どのように入力させていただければよいのでしょうか。	実測値を入力したいセルの場所をお伝えいただければ、府の職員がシートのロックの解除手続きをさせていただきます。お手数ですが、府にご相談ください。

資料3 エネルギー多量使用事業者（自動車使用）向け対策計画書書き方説明【新制度に基づく計画書】に関するQA

No.	質問	回答
1	様式のダウンロード方法 自動車使用管理実績報告書との違いについて	様式はどこからダウンロードできますか。 また、30台以上保有のため、「自動車使用管理実績報告書」を今年も提出しましたが、「エネルギー多量使用事業者（自動車使用）」も今年中に提出が必要ですか。
2	記載対象の車両について	「9 EV/FCV」に、事業用車両も社用車も記載するのでしょうか。
3	基準年度の設定について	「8 自動車エネルギー」の基準年度（2013年度）の年度末保有台数について、種別や電動車が否かの区別がつかないものがある状況ですが、一部について推計を含んだ記載でもよいですか。
4	基準年度の設定について	今年度から届出対象となります。基準年度を「2022年」としてよろしいですか。 使用ガソリン量で集計してよろしいですか。 燃料法を選択することでよろしいですか。
5	基準年度の設定について	計画の基準年度は、エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）とエネルギー多量使用事業者（自動車使用）で、それぞれ別の年度を基準年度としてもかまわないでしょうか。
6	目標年度の年間導入台数について	「8 自動車エネルギー」の2030年度（目標年度）の年間導入台数に乗用車しかないのはなぜですか。 バス・トラック事業者の主なエネルギー使用量を占めるバス・トラックの目標は記載する必要がないのか。
7	目標年度の年間導入台数について バイオガソリンの記入方法について	エネルギー使用量が1,500kL/年以上である特定事業者は、軽自動車を除く保有台数が30台未満でも、2030年度の電動車導入の目標を定めないといけないのですか。 また、自動車のエネルギーとしてバイオガソリンを使用していますが、その場合、エネルギーの種類は「ガソリン」か「その他」のどちらに記入するのでしょうか。
8	「9 EV-FCV一覧」の必須入力項目について	昨年12月の説明会QAでは、「9 EV-FCV一覧」の「自動車登録番号/車両番号」（ナンバープレート情報）は任意記入とのことでしたが、必須入力項目について教えてください。
9	行を増やすことについて	「9 EV/FCV」の行を増やすにはどうしたらよいですか。
10	「3 対策まとめ」「4 重点対策」の記載必要箇所について	「自動車30台以上」のみの特定事業者の場合、「4 重点対策」シートで記載が必要な箇所は(1)15 自動車の適正管理、(3)③ゼロエミッション車の導入のみで、それ以外の箇所は空白のままでもよいですか。また、「3 対策まとめ」シートはエクセルのH7に基準年度を入力するのみでもよいですか。

「エネルギー多量使用事業者（自動車使用）」の方に提出いただく「対策計画書」の様式は、以下ホームページ「大阪府気候変動対策の推進に関する条例 届出の様式（特定事業者等）」からダウンロードできます。
https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_youshiki.html
「自動車使用管理実績報告書」は、自動車NOx・PM法に基づき、大阪府条例とは別のものなので、両方の提出が必要です。大阪府条例に基づく対策計画書を今年の9月末までに提出をお願いします。

御社の使用車両を事業用車両も社用車もすべて記載してください。

2013年度の年度末保有台数や自動車や使用エネルギー量の把握状況や、現在の事業規模との違いなどにより異なりますので、個別にご相談いただけますようお願いいたします。

2013年度以外を基準年度とすることについては、個別にご相談をお願いします。その際に、使用ガソリン量の集計のこと、燃料法のことについてもご相談をお願いします。

基準年度は統一してください。

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、乗用車の新車販売に占める割合について、2030年に「軽自動車を除き電動車を10割」、軽自動車を含めて電動車を9割、その中でもゼロエミッション車を4割という取組指標を設定していることから、年間導入台数の記載は乗用車のみとしています。乗用車以外の年間導入台数の記載は不要です。

エネルギー使用量が1,500kL/年以上である特定事業者は、自動車の保有台数が30台未満であっても、2030年度の電動車導入目標の記入をお願いします。
バイオガソリンは「その他」の欄に記入をお願いします。

「自動車登録番号/車両番号」は任意記入の項目です。府からの問合せなどに対応いただく際に判別しやすいようにしていただくをお願いします。
「自動車登録番号/車両番号」以外は必須入力項目です。入力が困難な場合はご相談ください。

様式に含まれている計算式を崩さないよう行を増やす必要があるため、府において行を増やす作業をします。お手数がかかりますが、府にご連絡をお願いします。

「4 重点対策」シートでは、自動車関係以外の項目についても、取り組める項目には取り組んでいただくをお願いします。また、すべての項目において「実施済み」「予定なし」「実施予定」「非該当」の選択などの記載をお願いします。
「3 対策まとめ」シートでは、エクセルのH7の基準年度以外に、目標年度の「事業活動に伴う温室効果ガス排出量」（エクセルのM10）、（1）削減目標の達成への取組みについて（エクセルの25行目）、（2）次年度の取組み予定について（エクセルの29行目）、（4）脱炭素経営宣言について（エクセルの33行目）の入力が必要です。